

武蔵野市立吉祥寺美術館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立吉祥寺美術館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立吉祥寺美術館条例（平成13年12月武蔵野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>美術館の施設及び設備</u>（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>施設等</u>を市民の利用に供するために必要な業務</p> <p>(10) (略)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>前項の承認を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、第1項の承認をする場合には、管理上必</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>美術館の施設及び設備</u>を市民の利用に供するために必要な業務</p> <p>(10) (略)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>美術館の施設の使用料は別表第2のとおりとし、附属設備（美術館に附帯する設備及び器具をいう。以下同じ。）の使用料は附属設備1単位ごとの使用回数1回につき1,000円を限度として規則で定めるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する使用料は、第1項の承認の際納入しなけ</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>項の改正</p> <p>項の改正</p>

<p><u>要な条件を付すことができる。</u></p>	<p><u>ればならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p>	<p><u>4 指定管理者は、第1項の承認をする場合には、管理上必要な条件を付すことができる。</u></p>	<p>項の改正</p>
<p>(観覧等の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術品等の観覧又は美術館の利用（以下「観覧等」という。）を制限することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 美術品等又は<u>施設等</u>を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p><u>5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>市又は指定管理者が事業で使用する場合</u></p> <p>(2) <u>営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした市内の団体又は別表第2備考1(1)に掲げる者で指定管理者が認めるものが企画展示室又は音楽室を使用する場合</u></p> <p>(観覧等の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術品等の観覧又は美術館の利用（以下「観覧等」という。）を制限することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 美術品等又は<u>美術館の施設若しくは附属設備</u>（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p>項の追加</p>
<p>(観覧等の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術品等の観覧又は美術館の利用（以下「観覧等」という。）を制限することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 美術品等又は<u>施設等</u>を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p>(観覧等の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術品等の観覧又は美術館の利用（以下「観覧等」という。）を制限することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 美術品等又は<u>美術館の施設若しくは附属設備</u>（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p>字句の改正</p>

別表第1 (第6条関係)	別表第1 (第6条関係)	別表の改正															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>観覧料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術品等の観覧</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	観覧料	美術品等の観覧	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>常設展</th> <th>企画展</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「一般」とは、生徒以外の者をいう。</p> <p>2 この表において「生徒」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者</p> <p>(2) (1)に掲げる者のほか、年齢その他の事情を勘案して市長が別に定める者</p> <p>3 この表において「企画展」とは、市又は指定管理者が主催する企画展覧会をいう。</p> <p>4 企画展の観覧料を納入した者については、同一の日の常設展の観覧料は無料とする。</p>	区分	観覧料 (1人1回につき)		常設展	企画展	一般	100円	300円	生徒	100円	100円	
区分	観覧料																
美術品等の観覧	100円																
区分	観覧料 (1人1回につき)																
	常設展	企画展															
一般	100円	300円															
生徒	100円	100円															
別表第2 (別添1のとおり)	別表第2 (別添2のとおり)	別表の改正															

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立吉祥寺美術館条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

観覧料及び使用料の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。

別表第 2 (第 7 条関係)

施設	区分			使用料
企画展示室	全日	午前10時から午後7時30分まで	全室	20,000円
			2分の1	10,000円
音楽室	午前	午前9時から正午まで		3,800円
	午後	午後1時から午後4時30分まで		5,600円
	夜間	午後5時30分から午後9時まで		7,500円
	全日	午前9時から午後9時まで		15,000円

備考 音楽室を練習のみを目的として使用する場合は、音楽室の使用料の5割に相当する額を徴収する。

別表第2（第7条関係）

1 市民等が使用する場合

施設	区分			使用料
企画展示室	全日	午前10時から午後7時30分まで	全室	20,000円
			2分の1	10,000円
音楽室	午前	午前9時から正午まで		3,800円
	午後	午後1時から午後4時30分まで		5,600円
	夜間	午後5時30分から午後9時まで		7,500円
	全日	午前9時から午後9時まで		15,000円

2 市民等以外の者が使用する場合

施設	区分			使用料
企画展示室	全日	午前10時から午後7時30分まで	全室	24,000円
			2分の1	12,000円
音楽室	午前	午前9時から正午まで		4,500円
	午後	午後1時から午後4時30分まで		6,700円
	夜間	午後5時30分から午後9時まで		9,000円
	全日	午前9時から午後9時まで		18,000円

備考

- 1 この表において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者
 - (2) (1)に掲げる者が代表者である法人その他の団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体
- 2 練習により音楽室を使用する場合の使用料は、この表に規定する額の5割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。